

## 小笠原諸島復興開発計画（素案）に対する都民意見の募集結果について

### 1. 意見の募集期間

令和6年5月27日（月曜日）から同年6月27日（木曜日）まで

### 2. 意見提出者数及び意見数

意見提出者数：4名、意見数：9件

No.	項目	ページ	御意見の概要	都の考え方
第4章 分野別復興開発事業計画				
1 土地の利用				
		P18	<p>都市計画区域については昭和49年に小笠原住民の同意、説明もなく、指定された。これは村政が確立する以前で、東京都が行ったものであった。</p> <p>都市計画区域の制限を受けているため、小笠原返還後多くの村民は、戦前住んでいた住居跡に住宅を再建できない、農業に必要な納屋、倉庫、家畜小屋も建てるのが出来なかった。都市計画区域指定の見直しをお願いしたい。</p>	<p>小笠原諸島は、昭和43年に我が国に復帰し、昭和44年度に制定された小笠原諸島復興特別措置法に基づき復興計画が推進されました。また、昭和49年度には5年間の法延長が決定し、10箇年の計画として小笠原諸島復興計画が策定されました。</p> <p>小笠原諸島は平地が少ない上、大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されており、生活を営むために活用できる土地が非常に限られていることから、小笠原諸島復興計画等に基づき、昭和49年に小笠原村のうち父島及び母島の区域を小笠原都市計画区域として指定し、乱開発を防止しています。</p> <p>なお、建築物や工作物を建てる際は申請をいただき、建築基準法及び関係法令に基づき、確認・許可等を行っています。</p>
2 交通通信の確保				
(2)	航路・航空路	P26	<p>オーバーツーリズムを防止するため、航空路の検討では利用者を島民及び緊急時・非常時に関係する者に限ってはいかがか。</p> <p>民間航空路開設は反対である。国内各地のオーバーツーリズムの状況に鑑みると、小笠原諸島の許容範囲から考え、自然環境破壊、住民生活の混乱等のリスクが極めて高い。航空便を使つての観光誘致は避けるべきである。</p> <p>小笠原航空路開設計画の廃止を決断してほしい。現在の世界情勢、日本の経済状態、人口減少からみると航空路の実現は考えられない。また、ジェット機は船舶より二酸化炭素排出量が多い交通機関である。航空路を断念することで、脱炭素宣言の世界自然遺産の島としてもアピールができるのではないか。</p>	<p>小笠原諸島への交通手段は片道約24時間を要する定期船「おがさわら丸」に限られています。そのため、災害や傷病等の緊急時の安心・安全の確保、住民生活の安定を図る観点から、航空路の検討が必要であると考えています。小笠原諸島の貴重な自然環境と調和した実現可能な航空路案の取りまとめに向け、引き続き調査・検討を進めていきます。</p>
(3)	道路・島内交通	P28	<p>観光客のための移動手段が圧倒的に貧弱に感じるため、シェア電動サイクル、シェア電動キックボードなどを早く導入してほしい。</p>	<p>シェア電動サイクルにつきましては、令和6年度から母島で試行的な実施を予定しています。この利用実績等を踏まえ、利用者の属性や利用時間帯などを分析するとともに、翌年度以降の事業化に向けて、効果的な実施体制（シェアサイクルの台数・ポート数等）について検討を進めていきます。</p>

3 産業の振興開発				
(1)	農業	P32,33 (P15,38,39,40,42)	<p>農業者の高齢化による農地の宅地への転換や、地主不在の長期化などで、売買や借り受けが困難となっている状態のため、新規就農や規模拡大が難しい状況である。昨今の不安定な世界情勢や災害が頻発する状況を鑑みても、継続的また島内自給的な農業を推進していくことは非常に重要であると考えられる。そのため、農地の流動化推進強化をお願いしたい。</p> <p>また、農業センターの現在使用していない土地の活用について是非検討をお願いしたい。</p>	<p>都では、就農者への支援として、亜熱帯農業センター及び営農研修所において農業生産研究や技術指導等を行っているほか、村と連携し、農地の貸付も実施しています。</p> <p>また、土地の有効活用を図るため、地籍調査を推進し、土地の所有状況を明確にするとともに、不在地主の問題など土地利用全般に係る諸課題の解決に向けた調査や、農地情報整理台帳等の活用を引き続き進めていきます。さらに、農地の確保や有効利用を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を令和7年3月末までに策定する予定です。</p> <p>加えて、亜熱帯農業センターの土地については、農業に係る試験研究等で活用していきます。</p> <p>今後とも、村及び農協など地元の意見や要望を踏まえ、農業振興施策を進めていきます。</p>
5 住宅及び生活環境の整備				
(1)	住宅	P43,44	<p>空き住宅がない、あっても家賃を払えないほど高額である、建築できない（土地が手に入らない、建築確認申請ができない、建築確認が取れても建築業者が確保できない）等の理由で島内の住宅事情が悪化している。建築中の津波避難道路は確かに必要だが、島民の住宅問題が解決するまで、大型公共工事を一時停止してほしい。</p>	<p>都及び村では、南海トラフ地震等の発生に伴う大規模津波への備えや、復帰当初に建設された施設の老朽化対策といった観点から、津波避難道路の整備や小中学校の建替えなど、村民生活に必要な基盤整備に向けた工事を実施していきます。</p> <p>また、住宅不足の解消に向け、土地利用計画の見直しによる住宅用地の確保や、小笠原住宅の建替えのほか、都、村及び東京都住宅供給公社が協定に基づき、先導的事業として、父島においてファミリー向け賃貸住宅の建設等を進めることとしています。</p> <p>引き続き、関係機関と連携しながら必要な取組を進めていきます。</p>
8 医療の確保				
		P56 (P81)	<p>地域人口の維持、活動の活性化のためにも、村内で出産できる体制の整備が必要である。</p>	<p>村内での出産に関しては、医療設備や人材の確保が必要であることに加えて、本土と1000キロ離れている超遠隔離島において、万が一の事態の際に、急患搬送にかかる時間的距離が大きく、母親と胎児の救命が困難となる懸念があるなど解決が難しい課題です。</p> <p>このことから、村としては年6回内地からの専門医にご来島いただいている産婦人科専門診療を引き続き行い、助産師による母親の産前産後のケアや母子保健の実施、出産を控えた方々への支援策も同時に進め、不安と負担を少しでも軽減し、ご家族の手助けとなるよう今後とも努めていきます。</p>
9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止				
(4)	海岸漂着物対策	P62	<p>海岸漂着物対策について、観光客にも回収の協力を求めているかがか。</p> <p>海岸へ遊びに行く観光客に漂着物を拾ってきてもらい、村内の公共機関や自分の宿泊施設に持っていきと何らかの特典がもらえるような施策や、ダイビングショップや海ツアー業者と協力して、アクティビティ参加者による海中のゴミ拾いを実施すれば、海岸漂着物削減にもつながるのではと思う。</p>	<p>都では「TOKYO海ごみゼロアクション」の一環として、海ごみを拾ってもらう体験を通じて海ごみの現状や対策について理解を深めてもらうことを目的にクリーンアップイベントを実施しています。</p> <p>小笠原諸島では、昨年度、カヤックツアー参加者に海岸のごみ拾いを行ってもらうイベント等を実施し、多くの観光客にも参加いただきました。</p> <p>海岸漂着物等対策について、上記の実績や、都、村、住民、観光客等の関係主体間で連携していくことを踏まえ、以下のとおり変更いたします。（下線部分）</p> <p>(4) 海岸漂着物対策 (前段は記載省略)</p> <p>海岸漂着物対策については、海岸管理者及び住民のボランティアを中心に、事業者や観光客等の様々な主体が回収活動を行っている。回収した漂着物等は、海岸管理者等及び小笠原村が協力して処理を行っている。</p> <p>&lt;今後5年間の取組&gt;</p> <p>○ <u>海岸漂着物等の対策については、小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画に基づき、海岸管理者等や都、村、住民、観光客等の関係主体間の連携により事業を実施していく。あわせて、これまでの実績を踏まえ、地域の実情に応じた計画内容の見直し等を行っていく。【都・村】</u></p>